

ほこみち制度の適用に向けた 今後の方針について

2024年11月8日

なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会

8月23日の未来会議（官民合同会議）にて今後のなんば広場の管理運営について以下の方針が大阪市計画調整局より示された。

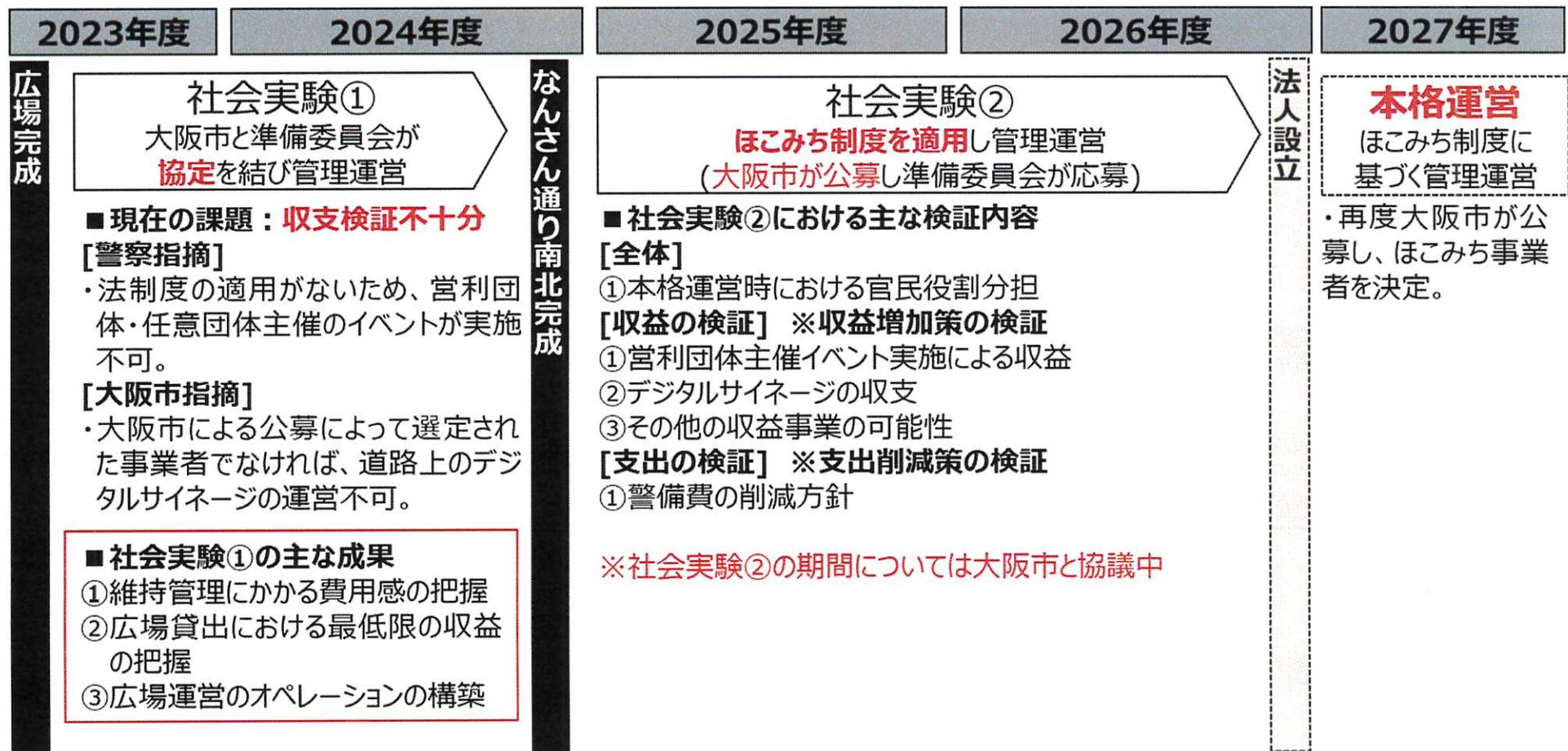
- 現在進行中のなんば広場管理運営の社会実験について、利活用によるにぎわい創出や地域環境保全については一定検証ができているものの、警備費等を含めた収支成立には至っていない。
- 収支成立にはデジタルサイネージを用いた広告事業などの実施が必要であり、そのためにはほこみち制度の適用が必要となる。収益事業が拡充されることとなり、公平性・競争性担保のためにほこみち事業者は公募することを想定している。
- スケジュールは、最短で進められれば12月から1月頃に公募開始、来年度初頭からほこみち制度を適用した社会実験を開始したい。（警察協議等があるため確定ではない。）

●ハード整備

・2023年11月 広場部分先行完成。2025年3月 なんさん南北通りを含む全体完成予定。

●管理運営部分

・今年度末までの期間で協定に基づき実施中の社会実験①が終了後、公募を経て選ばれたほこみち事業者にて、ほこみち制度を適用した社会実験②を行う。（特に社会実験①では検証できなかった持続可能な運営管理に必要な収益性の検証ができるようになる。）



- ・公募にあたり、なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会に対し、なんば広場の管理運営ルール（基準）に関する意見の提出を求められている。
- ・協議会の意見は、地域が目指すなんば広場の在り方に沿うように、大阪市が作成する社会実験②の事業者公募要綱に可能な範囲で反映することを目的として提出する。
- ・現在、準備委員会で推進している社会実験①の検証内容に基づき、意見を整理した。

<資料>

資料②「なんば広場 運営方針(案)」

資料③「なんば広場 運営方針(案)別紙」

資料④「なんば広場 広告ルール(案)」

⇒なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会総会において承認を得たうえで、
大阪市に提出する。

■ 道路法の目的

(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

道路は「交通」が主目的

■ 道路占用：無余地性の基準

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

敷地外に余地がなく、
やむ負えない場合のみ物を設置できる

▶ 道路は「交通」が目的のため、
原則、モノを置いたり、イベントを実施したるすることはできない

WHAT IS HOKOMICHI

ほこみちとは

ほこみちは「歩行者利便増進道路」の愛称です。道路を歩行者にとって、もっと安心して歩ける、楽しく過ごせる「みち」にしたい、そんな願いを込めました。

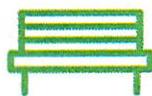
どんな制度？

かんたんに言うと、道路を「通行」以外の目的で柔軟に利用できるようにする制度のこと。この制度によって道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められるようになります。制度を利用すると、たとえば、幅の広い歩道にオープンカフェやベンチなどを置いて、歩行者にとって便利でにぎわいあふれる空間を創り出すことができます。

※道路占用：道路にモノを設置し、継続して使うことを道路法では「占用」といいます。



POINT1



歩行者のためになるモノをおくことができる

ほこみち制度を適用する場所を決めることで、歩行者のためになるモノを歩道におくことができるようになります。地域の方々からほこみちの使い方を道路管理者に提案するなど、地域でストリートの魅力や可能性を話しあうきっかけにもなります。

POINT2



道路を占用する者を公募できる

道路を占用する者を公募し、その中からより良い提案を選定することができます。公募した場合、占用期間が最長20年間となり（通常は最長5年）、テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすくなります。

POINT3



占用料が減額される

通常、道路を占用する場合には占用料を支払う必要がありますが、ほこみち制度が適用された場所では、道路の維持管理の協力も行う場合、占用料が減額※されます。

※ 国道の場合、90%減額

■ 広場活用・事業性検証における現状の課題とその対応

- ① 警察の指摘により、現状(大阪市との協定による運用)では営利団体主体の利活用・広告事業は不可
➡法制度を適用しないと認められない
- ② 収益性が高いと推測されるデジタルサイネージを用いた広告事業実施には、大阪市による公募が必須



対応
(案)

- ① 大阪市がほこみち事業者の公募を行う
- ② 準備委員会がほこみち事業者として応募する
- ③ 準備委員会が占用主体として2025年度以降事業収支検証に必要な期間、**社会実験を継続**する

■ 社会実験と将来の公募方針(案)

- ・本格運用期間・社会実験②期間ともに、ほこみち制度（公募）の適用を目指す。
- ・社会実験②における事業収支検証結果を基に本格運用期間の運営の在り方を決定する。

| | 本格運用時 | 社会実験②（法制度適用後） |
|-----------|-----------------------------------|---|
| ①制度 | ほこみち制度 | ほこみち制度 |
| ②決定方法 | 公募 | 公募 |
| ③期間 | 最大20年 ※社会実験②結果を基に議論 | 2025年度 (～2026年度) |
| ④ほこみち区域 | ①広場中央 ②マルイ前 ③喫煙所南 ④なんさん北 | ①広場中央 ②マルイ前 ③喫煙所南 |
| ⑤事業者の役割 | 同右 ※社会実験検証結果を踏まえ、必要項目追加 | ①地域環境保全（清掃、自転車対策、道路の適正利用等） ②利活用（広場の貸出窓口、隣接施設しみ出しの調整など） ③収益事業（広場貸出、広告事業など） |
| ⑥占用主体 | ほこみち事業者(法人) ※法人化想定 | ほこみち事業者(準備委員会) |
| ⑦道路使用申請主体 | ほこみち事業者(法人) ※法人化想定 | ほこみち事業者(準備委員会) |

道路上の
一定のまとまったエリアにおいて
維持管理・活用を
一体的に実施する事業者を
公募することは日本初の取り組み

社会実験②に進むうえで想定される主なリスク

(1) 準備委員会以外の事業者がほこみち事業者に選定される

⇒ほこみち事業者の公募は、一般競争入札のように提案金額のみで判断されるものではなく、提案内容を総合的に評価される。

(2) 収支が均衡せず赤字となる

⇒現在の収支状況からは赤字となるリスクは小さい。※次ページ以降参照

■ 2024年度予算見込み（9月末時点）

【収入】

(円)

| 項目 | | 金額(税込) |
|------|-----------------|------------|
| 1 | 準備委員会拠出金 | 11,000,000 |
| 2 | 補助金 | 11,000,000 |
| 3 | スペース利用 | 28,042,000 |
| 4 | 広告利用 | 0 |
| 5 | 視察代 | 160,000 |
| 6 | なんばるラボ(講演会型勉強会) | 160,000 |
| 7 | その他 | 0 |
| 8 | 2023年度繰越金 | 3,600,000 |
| 収入合計 | | 53,962,000 |

【2024年度社会実験収支】

2023年繰越分 + 収入合計 - 支出合計
= 11,123,450円

※約1100万円分の地域還元については
民間による柔軟な活用に向けての設備投資
などを今後検討（電気やスピーカー等）

【支出】

(円)

| 項目 | | 金額(税込) |
|------------------|-----------------|------------|
| 地域 環境 保全 | 1 清掃費（ポイ捨て対策含む） | 1,103,000 |
| | 2 自転車マナー啓発費 | 1,500,000 |
| | 3 警備費 | 0 |
| 利 活 用 | 4 滞留空間創出関連費用 | 3,600,000 |
| | 5 スペース利用関連費用 | 2,084,000 |
| | 6 催事実施費 | 4,600,000 |
| 調 査 | 7 調査費 | 2,000,000 |
| 情 報 発 信 | 8 広報費 | 6,800,000 |
| 事 務 関 連 | 8 事務費 | 18,231,120 |
| | 9 水道光熱費 | 500,000 |
| | 10 保険料 | 50,430 |
| | 11 税金 | 370,000 |
| | 12 予備費 | 2,000,000 |
| 支出合計 | | 42,838,550 |

■ 2025年度事業収支案 (7月開催準備委員会承認時点)

【収入】 (円)

| 項目 | | 金額(税込) |
|------|------------------|------------|
| 収益事業 | 1 スペース利用 | 18,400,000 |
| | 2 広告利用(デジサイ・バナー) | 21,250,000 |
| | 3 その他 | 320,000 |
| 拠出金 | 4 準備委員会拠出金 ※ | 0 |
| | 5 補助金 | 0 |
| 収入合計 | | 39,970,000 |

【支出】 (円)

| 項目 | | 金額(税込) |
|--------|---------------|------------|
| 占用料 | 1 道路占用料 | 0 |
| 地域環境保全 | 2 清掃費 | 1,103,000 |
| | 3 駐輪対策・押し歩き対策 | 1,500,000 |
| | 4 警備費 | 0 |
| 利活用 | 5 滞留空間創出関連費 | 1,600,000 |
| | 6 スペース利用関連費用 | 2,876,000 |
| | 7 催事実施費 | 4,600,000 |
| 調査 | 8 調査費 | 3,000,000 |
| 情報発信 | 9 広報費 | 2,660,000 |
| 事務関連 | 10 事務費 | 17,391,670 |
| | 11 水道光熱費 | 500,000 |
| | 12 保険 | 50,430 |
| | 13 税金 | 1,070,000 |
| | 14 予備費 | 1,000,000 |
| 支出合計 | | 37,351,100 |

【2025年度社会実験収支】

収入合計－支出合計 = 2,618,900円

※2025年度の準備委員会拠出金なし

-  社会実験協定範囲（維持管理範囲）
-  道路占用許可範囲（利活用実施範囲）

※いずれも2024年度末までの協定における範囲



ほこみち事業者が管理運営の社会実験を行う区域として、区域①②③まとめて公募になる見込みである。

● 今回決議いただきたい内容

- ・大阪市に提出するなんば広場の管理運営ルール（基準）に関する意見
※なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会 役員会での承認後、
総会に付議予定。

● 詳細が決まり次第決議いただきたい内容

- ・ほこみち事業者公募への応募